制　定　年　月　日 ２０２２年　３月３０日	定　　款	基　本　規　程
主　管　部　門 管　　理　　部		Ａ　―　１

目　　次

第１章　総　則　…… 1
第１条　商　号　…… 1
第２条　目　的　…… 1
第３条　本店の所在地　…… 1
第４条　機　関　…… 1
第５条　公告方法　…… 1
第２章　株　式　…… 1
第６条　発行可能株式総数　…… 1
第７条　自己の株式の取得　…… 1
第８条　単元株式数　…… 2
第９条　単元未満株式についての権利　…… 2
第10条　株式取扱規程　…… 2
第11条　株主名簿管理人　…… 2
第３章　株主総会　…… 2
第12条　招　集　…… 2
第13条　定時株主総会の基準日　…… 2
第14条　招集者及び議長　…… 2
第15条　株主総会資料の電子提供措置等　…… 2
第16条　決　議　…… 3
第17条　議決権の代理行使　…… 3
第４章　取締役及び取締役会　…… 3
第18条　員　数　…… 3
第19条　選　任　…… 3
第20条　解任方法　…… 3
第21条　任　期　…… 3
第22条　招集者及び議長　…… 3
第23条　招集通知　…… 3
第24条　決　議　…… 3
第25条　決議の省略　…… 4
第26条　代表取締役及び役付取締役　…… 4
第27条　取締役会規程　…… 4
第28条　取締役の報酬等　…… 4
第29条　取締役の責任免除　…… 4

第５章　監査役及び監査役会 …… 4
第30条　員　数 …… 4
第31条　選　任 …… 4
第32条　任　期 …… 4
第33条　常勤の監査役 …… 4
第34条　招集通知 …… 4
第35条　決　議 …… 5
第36条　監査役会規程 …… 5
第37条　監査役の報酬等 …… 5
第38条　監査役の責任免除 …… 5
第６章　会計監査人 …… 5
第39条　会計監査人の選任方法 …… 5
第40条　任　期 …… 5
第41条　報酬等 …… 5
第７章　計　算 …… 5
第42条　事業年度 …… 5
第43条　期末配当の基準日 …… 5
第44条　中間配当 …… 6
第45条　除斥期間 …… 6
附　則　株主総会資料の電子提供に関する経過措置 …… 6

定　　款

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、高橋カーテンウォール工業株式会社と称し、英文ではTAKAHASHI CURTAIN WALL CORPORATION と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

(1) 建築土木資材の製造及び販売
(2) 土木建築請負業
(3) 不動産の賃貸並びに管理及び仲介業務
(4) 不動産の売買並びに仲介業務及びコンサルティング
(5) 建築工事の企画、設計、監理及びコンサルティング
(6) LED（発光ダイオード）照明の販売及び工事
(7) LED（発光ダイオード）の看板の販売及び工事
(8) セラミックス溶射製品の販売
(9) 環境・省エネルギー機器の販売
(10) 建材・金物・工具類の販売及び輸出入業
(11) 建築外装材、建築内装材、その他の建築資材の販売及び輸出入業
(12) 損害保険代理業及び生命保険募集業
(13) 労働者派遣事業
(14) 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は3,６５０万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規程）

第10条　当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は取締役会の定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第３章　株主総会

（招　集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（招集者及び議長）

第14条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（株主総会資料の電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について会社法第３２５条の２に定める電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第３２５条の５に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決　議）

第16条　当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第17条　当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員　数）

第18条　当会社の取締役は、１１名以内とする。

（選　任）

第19条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議にもって行う。

２　当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（解任方法）

第20条　当会社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（任　期）

第21条　当会社の取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

（招集者及び議長）

第22条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（招集通知）

第23条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

（決　議）

第24条　当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（決議の省略）

第25条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（代表取締役及び役付取締役）

第26条　当会社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　当会社の取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

（取締役会規程）

第27条　当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第28条　当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、同法４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。

また、当会社は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第４２５条第１項が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員　数）

第30条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選　任）

第31条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　期）

第32条　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第33条　当会社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（招集通知）

第34条　当会社の監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

（決　議）

第35条　当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第36条　当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第37条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第38条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、同法４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる。

　また、当会社は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、監査役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第４２５条第１項が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第39条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）

第40条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの１年とする。

（期末配当の基準日）

第43条　当会社の剰余金期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第44条　当会社は取締役会の決議によって、毎年６月３０日を基準として中間配当をすることができる。

（除斥期間）

第45条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、その支払義務を免れるものとする。

附　則

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

現行定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第１５条（株主総会資料の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条但書に定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生じるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、施行日から６ヶ月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第１５条はなお効力を有する。

３　本附則は、施行日から６ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。